

1. 経緯

- 内閣府は、原子力発電所の所在する地域ごとに地域原子力防災協議会を設置。
- 伊方地域については、これまで同協議会を補佐する作業部会等をのべ11回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施。
- 本年8月26日に開催された「伊方地域原子力防災協議会」において「伊方地域の緊急時対応」をとりまとめ。

2. 伊方地域の緊急時対応のポイント

- PAZ(発電所から概ね5km圏内、約5千人)は、全面緊急事態で即時避難を実施。30km圏外に避難先を確保。
- 医療機関、社会福祉施設の入居者、在宅の要支援者、学校・保育所の児童等については、事故発生後、全面緊急事態よりも早い段階から避難を開始。無理に避難すると健康リスクが高まる者は、放射線防護施設に留まる。
- 特別な地理的条件のある佐田岬半島(半島内の概ね5~30km圏内、約5千人)は、PAZに準じた避難等の防護措置を行う区域とし、さまざまな事態に対応できるよう、陸路、海路、空路による避難、屋内退避といった複数の防護措置を組み合わせ対応を実施。
- UPZ(発電所から概ね5~30km圏内、約11万人)は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一週間程度内に一時移転等を実施。UPZ内の約11万人に対応できる避難先を確保。

3. 伊方地域原子力防災協議会での確認

- 県から、「防災対策に終わりなし」との認識の下、関係自治体と連携して避難対策の更なる充実化を図る旨表明するとともに、国は今後も伊方地域原子力防災協議会を通じて支援を行う旨表明。また、四国電力は、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことを対応する旨表明。
- 自衛隊、海保庁、警察、消防の実動組織関係4省庁から、不測の事態には、関係県・市町からの要請により、必要に応じた支援を行う旨表明。
- 以上を踏まえ、愛媛県、山口県、大分県等の関係自治体、関係府省庁の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であると確認した。

原子力防災会議

- 内閣総理大臣を議長とし、全ての国務大臣、原子力規制委員長及び内閣危機管理監により構成
- 原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時からの総合調整

地域原子力防災協議会

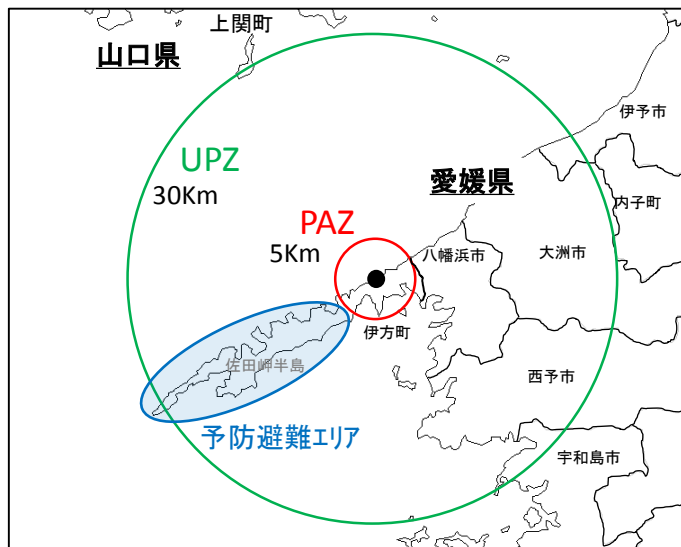
(原子力発電所の所在する地域ごとに設置)

- 各府省庁指定職級及び各道府県副知事が基本構成員
- 必要に応じ関係市町村や電力事業者も参加し、緊急時対応の確認等の重要事項を協議

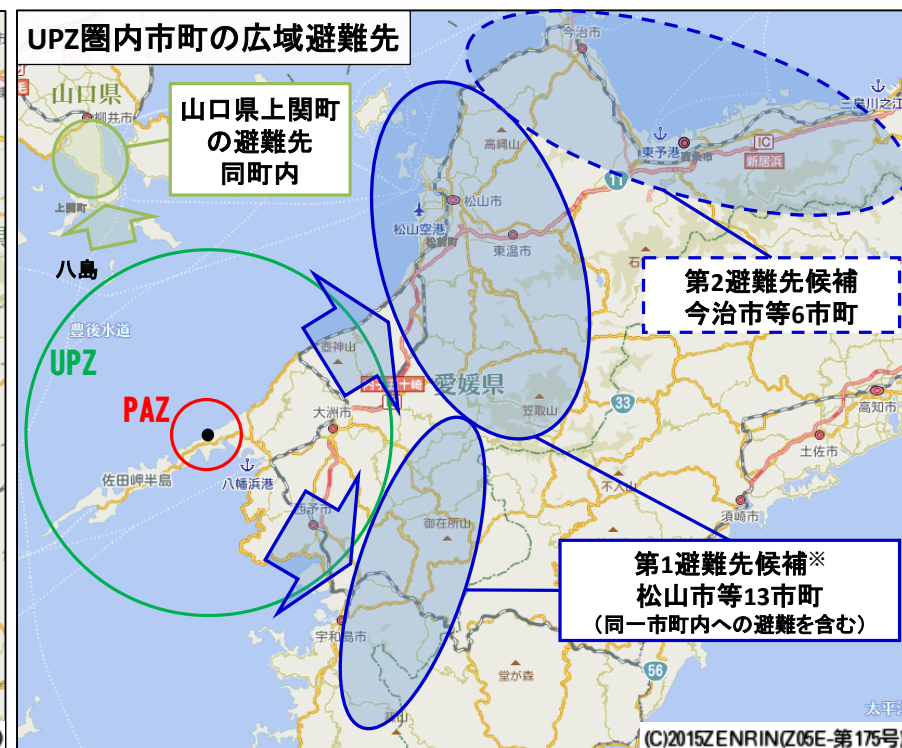
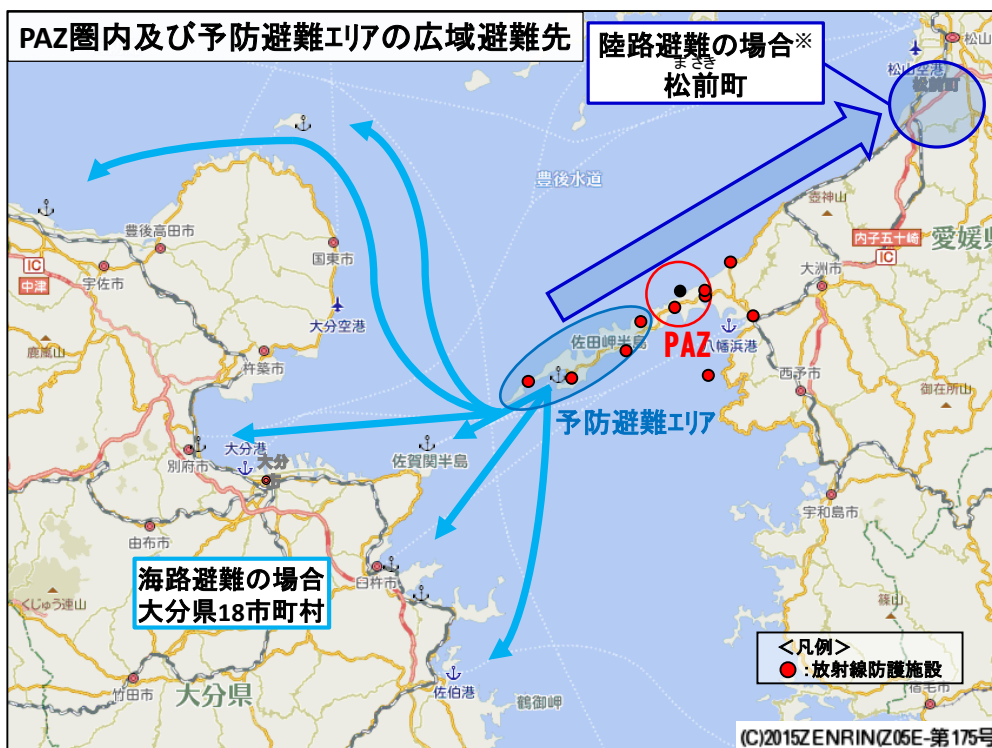
地域原子力防災協議会作業部会

- 関係府省庁、自治体の担当者が基本構成員
- 緊急時対応に係る個々の論点について、担当者間で検討
- 地域原子力防災協議会を補佐

(参考) 伊方地域における広域避難先



関係県	PAZ圏内	UPZ圏内		合計
	(概ね5km)	(概ね5~30km) 予防避難エリア		
愛媛県	5,496人	118,308人	4,906人	123,804人
山口県	—	34人	0人	34人
合計	5,496人	118,342人	4,906人	123,838人



※ 愛媛県内の第2避難先候補として、今治市と上島町を設定

※愛媛県は、第1避難先候補施設に避難できない場合は、第2避難先候補(6市町)又は山口県へ避難